

## 訓練と経験について

1. 訓練は、シラバスに基づいて NDT 方法の理論及び実技に関する指導を受けることです。  
経験は、資格付けされた監督（監督者：申請者と同じ NDT 方法の資格保持者、又は、NDT 業務部署の管理職）の下で技能と知識を得るために NDT 方法を適用することです。経験については 2 項をご覧ください。  
\* 訓練の有効は 5 年間と規定していますので、訓練と経験が前後しても構いません。
2. 資格付けされた監督の下で得られる経験としては、次のものが含まれます。
  - ・ NDT の計画、管理
  - ・ NDT 仕様書の作成、検収
  - ・ NDT 手順書・NDT 指示書等の作成
  - ・ NDT の準備・前処理、NDT 実施、NDT の片付け・後処理
  - ・ NDT 結果報告、検査報告書作成、検査報告書承認、検査報告書の説明
  - ・ 業務修得を目的とした実際と同じ検査を行う業務
  - ・ 業務としての NDT 実験、NDT 研究
  - ・ 業務としての NDT 講義・実習等の指導
  - ・ NDT 機器等の開発製造（単純な組立て作業等は除きます）
  - ・ NDT 機器の性能試験、NDT 機器の技術サービス、NDT 機器の販売、NDT の営業打合せ新規認証申請書の記入欄は、検査報告書や業務報告書等を対象としたものであるため、検査業務以外の経験を記入する場合は、記入項目を各経験に読み替えて記入欄を埋めるようにしてください。
3. 経験内容の記入については、申請した経験期間中に実施した NDT の主だった経験をレベル 2 は 3 つ以上、レベル 3 は 5 つ記入します。検査報告書等に検査実施者として名前が記載されない場合や検査報告書等を作成しない業務でも、資格付けされた監督者（申請者と同じ NDT 方法の資格保持者、又は、NDT 業務部署の管理職）が経験を証明いただくのであれば記入いただいて構いません。その場合、業務報告書や業務記録、実験や研究のレポート等で証明できるようにしてください。
4. 週 40 時間を超える超過勤務時間については、160 時間を 1 か月の経験期間として申請することができます。申請方法については、事務局にお問合せください。
5. 複数 NDT 方法の申請に伴う経験期間の削減につきましては、JIS Z 2305:2001 制度において対応していましたが、削減申請する人がいないか、年に数人いるかという状況でしたので、制度改正したばかりの現在は対応を見送らせていただきました。将来的に検討いたします。

以上